



総政企第18号
平成22年1月25日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
原口 一博



諮問第24号

「指数の基準時に関する統計基準」の設定について（諮問）

標記について、別紙のとおり設定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(「指数の基準時に関する統計基準」の設定について)

1 指数の基準時に関する統計基準の目的等

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点(以下「基準時」という。)を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものである。

また、指数は多数の財・サービスの価格(数量)変化を平均的に表示する必要があることから、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

社会経済状況が短期間に大きく変化する中で、基準時を長期間固定すると、指数により現実の実態の変化を的確に表示することが難しくなる。また、総合指数のウェイトを長期間固定したままにすると、消費構造や産業構造の変化に伴い個々の財・サービスのウェイトが大きく変化してしまった場合は、総合指数が現実の実態から乖離してしまう。このため、指数の正確性の確保を図ることを目的として、定期的に基準時及びウェイトを更新するための基準を設けることが必要である。

さらに、これらの更新に当たっては、基準時及びウェイトの対象年が指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間の統合性及び統一性の確保を図ることを目的として、各指数間でこれらの時点をそろえるための基準を設けることが必要である。

2 指数の基準時に関する統計基準を設定する理由

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和56年の統計審議会の答申(「諮問第185号の答申 指数の基準時及びウェイト時の更新について」(昭和56年3月20日))において示された基準により、各指数とも統一的に原則として5年ごとに更新を行うこと及び基準時は西暦年の末尾が0又は5の付く年、ウェイトは基準時と同年又はその近傍の年のものに定期的に更新するとされ、以後、これに沿って、公的統計である各指数(ウェイトを毎年更新する連鎖指数等を除く。)の基準時等の更新が行われてきており、上記統計審議会の答申の考え方は、現在も指数間の相互利用や比較対照等の観点から依然として重要なものである。

このような観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準を新たな統計基準として設定し、平成21年度中に公示することとされている。

3 今回定めようとする指数の基準時に関する統計基準の内容(案)

今回、統計法に基づく統計基準として定めようとする「指数の基準時に関する統計基準」は、昭和56年の統計審議会の答申において示された基準を基に、その各府省におけるこれまでの運用実績等を踏まえつつ、現行の統計法との整合性の確保等の観点から見直しを行った別紙のものとした。

指数の基準時に関する統計基準（案）

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

「指数の基準時に関する統計基準」とは

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために基準となる時点を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものであり、この基準となる時点を「基準時」という。

また、指数は、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

「指数の基準時に関する統計基準」とは、この基準時の更新期間、時点及びそれとウェイトの年次との関係等に関する基準を定めたものである。

「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和56年の統計審議会答申において基準が示され、以降、これに沿って、公的統計である各指数の基準時等の更新が行われてきている。

「指数の基準時に関する統計基準」(今回諮問案)

指数の基準時は五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることが原則。

ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出。

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認。この場合、基準時が上記原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施。

基準時等を更新した場合、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施。

基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがある時は、これらに従って対応。

「指数の基準時に関する統計基準」に係る新旧基準対照表

今回の基準案	昭和56年の統計審議会答申による基準	変更理由
<p>1 指数の基準時の原則 指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。</p> <p>2 ウェイトを固定する指数 (1)ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。 (2)ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項(指数の基準時の原則)の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。</p> <p>3 基準時を更新した場合の利便確保措置 指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 その他 指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。</p>	<p>昭和56年の統計審議会答申による基準</p> <p>1. 指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする(この原則は昭和55年より適用される。) ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年(複数年を含む。)を採ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシエ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。</p> <p>2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、利用上不便のないよう十分適切な措置を講ずることとする。</p> <p>3. 基準時又はウェイト時について、前記1.の原則を適用することとが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。</p> <p>4. 個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。</p>	<p>指数作成者の利便のため各項目の内容を簡潔に要約した見出しを追加(以下同じ)。これに伴い「原則として」を削除。 原則の適用開始時期については告示で示すため削除。</p> <p>ウェイトを固定する指数については、近年、基準時である年のウェイトにより算出しているため、こうした運用実態を踏まえて、基準時である年のウェイトで算出することを原則とするものに変更。</p> <p>ウェイトの算出方法に関する基準は、時系列的な観点からウェイトを固定する指数(ラスパイレステ型指数)のみに必要なものであり、これにパーシエ型指数、連鎖指数等は含まれないため、パーシエ型指数等に関する記述を削除。</p> <p>ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により、基準時の更新に必要なウェイトを設定できないケース(ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等)が生じる可能性があるため、その際の基準時の例外的な取扱いに関する規定を追加。</p> <p>表現の適正化</p> <p>統計法において、基幹統計に指定された重要な指数については、その作成・変更の際、統計法第9条、第11条又は第26条により統計委員会の審議に付される仕組みとなっているため、これに合わせて表現を変更。 上記と同じ理由から削除。</p>